

高知県立消費生活センター 地域見守り情報



布団のリフォーム18万円

点検商法に注意！！

「点検に来ました」と実在する布団会社を名乗った訪問があり、高額な契約を強引に迫られたという相談が寄せられています。このような「点検商法」には、布団のほかにも、火災警報器や浄水器、シロアリ駆除、屋根工事、排水設備などの事例があるので、注意が必要です。

【県内事例】

布団業者が突然訪れ、20年以上前に購入した羽毛布団を点検したいと言った。強引で断り切れず、家に上げてしまった。布団を陽にかざしたり押ししたりした後、「黒い羽が入っている」「湿気や汚れで長年傷んでいるので、リフォームしないとだめだ」と言われた。

金額を尋ねると18万円と高額だったため、「年金暮らしでは支払えない。他の布団を買う」と答えたところ、今度は、10万円の抗菌敷きパッドを勧められた。

「そちらも今日は返事できない」と断ったが、「今日中に契約してもらわないと困る」と粘られた。たまたま知人から電話があったので、「今から人が来る」と退居を促した。「絶対に契約してもらいますよ」と捨て台詞を吐かれ怖かった。
(70代女性)

アドバイス

1. 突然、「点検に来ました」と訪問があった場合、点検商法の可能性が高いので注意が必要です。事例のように、実在する会社名を騙ることもあります。
2. 点検商法は、点検後に消費者の不安をあおり、高額な契約を迫る手口です。業者を安易に家の中に入れないようにしましょう。
3. 言葉巧みに、あるいは強引に契約を迫られても、その場で契約せずに、家族や周囲の人に相談しましょう。
4. 契約してしまった場合でも、クーリング・オフ（8日以内）や契約の取り消し等ができる場合があります。すぐに消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013